

# 申 立 書

令和 年 月 日

能 勢 町 長 様

所有者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

この度、私が建築または取得しました下記の家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

建物の所在地	大阪府豊能郡能勢町
家屋番号	番
入居予定年月日	令和 年 月 日
現在の家屋の処分方法等 ※要添付書類/ 該当するものに <input type="checkbox"/>	<p>持ち家を <input type="checkbox"/> 売却する。 <input type="checkbox"/> 賃貸する。 【添付書類】 売買(賃貸借)契約(予約書) 又は媒介契約書等売却することを証する書類 及び現在の住民票の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 借家、借間、社宅、寄宿舎等で、契約を解除し明渡す。 【添付書類】 (家主との間の) 賃貸借契約書、使用許可証又は家主の証明書等 証明申請者の所有する家屋でないことを証する書類 その家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 持ち家に親族が居住する。 【添付書類】 その家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し 現在の家屋が申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p>
入居が登記の後になる理由 ※要添付書類 該当するものに <input checked="" type="checkbox"/>	<p><input type="checkbox"/> 抵当権設定で登記を急ぐため。 【添付書類】 金銭消費貸借契約書 当該家屋の支払期日の記載のある売買契約書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> ( ) により登記までに入居できない。 【添付書類】 本人が未転出の場合引渡期日の記載のある売買契約書の写し 止むを得ない事情を明らかにする書類</p>
備 考	

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。